

対馬市建設工事共同企業体取扱要綱

第1章 総則

第1節 趣旨

(趣旨)

第1条 この告示は、対馬市が発注する建設工事（以下「工事」という。）における共同企業体の適正な運用を図るために必要な事項を定めるものとする。

第2節 共同企業体運用の基本方針

(共同企業体活用目的の限定)

第2条 工事の発注に当たっては、単体企業への発注を原則とし、共同企業体の活用は単体企業による施工に比べて、より効果的な施工が確保できると認められる工事についてのみ行うものとする。

(等級別発注制度の合理的運用)

第3条 共同企業体を活用する場合において、等級別発注制度の合理的運用が損なわれないように配慮するものとする。

(活用目的の達成)

第4条 共同企業体の全ての構成員が技術者を適正に配置することにより、共同施工体制の維持及び円滑な運営が確保され、共同企業体の活用目的が達成されるよう努めるものとする。

第3節 共同企業体の方式

(特定建設工事共同企業体)

第5条 特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）は、大規模、かつ、技術的難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより、工事の安定的施工を確保する場合等、工事の規模、性格等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる場合において、工事ごとに結成する共同企業体であること。

(経常建設共同企業体)

第6条 経常建設共同企業体（以下「経常企業体」という。）は、中小・中堅建設企業が、継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化する目的で結成する共同企業体であること。

第2章 特定建設工事共同企業体

(対象工事)

第7条 特定企業体を契約の相手方とすることができる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号のいずれかに該当し、市長が指定した工事とする。

(1) 土木一式工事においては、予定価格がおおむね3億円以上のもの。

(2) 建築一式工事においては、予定価格がおおむね2億円以上のもの。

(3) その他の工事においては、予定価格がおおむね1億円以上のもの。

(構成員の資格)

第8条 特定企業体の構成員は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 当該工事に対応する業種について、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条に規定する建設業許可を有しての営業年数が3年以上あること。
- (2) 工事ごとに定める工事の施工実績を有していること。
- (3) 当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
- (4) 対馬市工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る競争入札に参加しようとする者の資格等を定める要綱（平成27年対馬市告示第89号。以下「工事等資格要綱」という。）に規定する申請を行い、対馬市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (5) 対馬市建設工事等入札参加者格付要綱（平成25年対馬市告示第113号。以下「格付要綱」という。）第6条の規定により格付を行う業種については、建設工事入札参加資格格付決定通知書の当該業種の格付等級が原則として最上位等級であること。なお、格付を行わない業種については、別に定めるものとする。

（特定企業体の構成）

第9条 特定企業体は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 自主結成された特定企業体であること。
- (2) 構成員の数は、2ないし3社であること。
- (3) 構成員は、同一工事に係る他の特定企業体の構成員でないこと。
- (4) 構成員の最小出資比率は、構成員が2社の場合は30パーセント以上、3社の場合は20パーセント以上であること。
- (5) 代表構成員は、円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担う必要があるとの観点から、施工能力の大きい者とし、出資比率が構成員中最大であること。

（特定企業体の届出）

第10条 特定企業体の代表構成員は、別に定める他、特定建設工事共同企業体協定書（様式第1号）の写しを市長に提出しなければならない。

（特定企業体の資格審査）

第11条 特定企業体の資格審査は、第8条によるほか、当該工事について定められた資格要件について行うものとする。

（特定企業体の解散時期）

第12条 特定企業体は、当該工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができないものとする。

- 2 工事を請け負うことができなかつたときは、特定企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(特定企業体に対する通知等)

第13条 特定企業体に対する各種通知、工事の監督、請負代金の支払等の行為については、全て特定企業体の代表構成員に対して行うものとし、その行為は、他の全ての構成員に行ったものとみなす。

第3章 経常建設共同企業体

(対象業種)

第14条 経常企業体に対する工事の発注は、単体企業に対する発注に準ずるものとし、格付要綱第6条により格付を行う業種とする。

(構成員の資格)

第15条 経常企業体の構成員は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 認定を受けようとする業種（以下「認定業種」という。）について、法第3条に規定する建設業許可を有しての営業年数が3年以上あること。
- (2) 認定業種について、元請として実績があること。
- (3) 認定業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
- (4) 工事等資格要綱に規定する申請を行い、対馬市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (5) 対馬市内に法第3条第1項の本店を有する又は対馬市市内に支店等を有する業者の取扱に関する要綱（平成25年対馬市告示第112号）に基づき認定を受けた者であること。

(経常企業体の構成)

第16条 経常企業体は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 自主結成された経常企業体であること。
- (2) 構成員の数は、2ないし3社であること
- (3) 格付要綱第6条の規定により格付された建設工事入札参加資格格付決定通知書の認定業種の格付等級が同一等級又は直近等級に属する者の組合せであること。
- (4) 構成員は、他の経常企業体の構成員でないこと。
- (5) 構成員の最小出資比率は、構成員が2社の場合は30パーセント以上、3社の場合は20パーセント以上であること。
- (6) 代表構成員は、その経常企業体の構成員において決定した者であること。

(経常企業体の届出)

第17条 経常企業体の代表構成員は、次に掲げる書類を毎年4月1日から5月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第2号）
- (2) 経常建設共同企業体協定書（様式第3号）

- (3) 各構成員の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書(最新)の写し
 - (4) 各構成員の建設業許可通知書(最新)の写し
 - (5) 当該年度に係る建設工事入札参加資格格付決定通知書の写し
- 2 前項に規定する書類の提出期間の末日が対馬市の休日を定める条例(平成16年対馬市条例第2号)第1項第1号に規定する市の休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い市の休日でない日までとする。
- 3 第1項の申請事項に変更が生じた場合は、遅滞なく変更届を提出しなければならない。

(経常企業体の格付等級)

第18条 経常企業体の格付等級については、各構成員の認定業種の格付等級のうち上位の等級にあるものとする。

(経常企業体の資格審査)

第19条 経常企業体の資格審査を実施し、その結果を申請者に通知するものとする。

(資格の有効期間)

第20条 経常企業体の資格の有効期間は、毎年7月1日から翌年3月31日までとする。

(経常企業体に対する通知等)

第21条 経常企業体に対する各種通知、工事の監督、請負代金の支払等の行為については、全て経常企業体の代表構成員に対して行うものとし、その行為は、他の全ての構成員に行ったものとみなす。

(経常企業体の入札参加制限)

第22条 経常企業体の構成員は、経常企業体の認定業種について入札に参加しようとするときは、経常企業体として入札に参加することとし、単独企業での参加はできないものとする。ただし、認定業種以外の単独企業での登録業種について及び特定企業体の構成員として入札に参加しようとするときは、この限りでない。

- 2 経常企業体が第20条に規定する資格の有効期間中に解散した場合は、いかなる理由であろうとその経常企業体の構成員は、解散した年度におけるその有効期間中は、単独企業として認定業種の入札には参加できないものとする。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第10条関係）

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 ○○発注に係る○○建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負
- 二 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、○○特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3か月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

- 県○○市○○町○○番地
○○建設株式会社
- 県○○市○○町○○番地
○○建設株式会社

（代表構成員の名称）

第6条 当企業体は、○○建設株式会社を代表構成員とする。

（代表構成員の権限）

第7条 当企業体の代表構成員は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝

する権限並びに請負代金（前払金及び部分代金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもつて運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的、かつ、重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当るものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表構成員名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうち、いずれかが工事途中において破産又は解散した場合には、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表構成員の変更)

第19条 代表構成員が脱退し若しくは除名された場合又は代表構成員としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表構成員に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により、残存構成員のうちいずれかを代表構成員とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき、契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

代表構成員 〇〇建設株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

構成員 〇〇建設株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

様式第2号（第17条関係）

経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

対馬市長 様

共同企業体の名称

代表構成員 住 所

商号又は名称

代 表 者

印

構成員 住 所

商号又は名称

代 表 者

印

対馬市建設工事共同企業体取扱要綱第17条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 認定を受けようとする業種及び格付等級

業種	認定を受けようとする業種 (○印を記入)	代表構成員 商号又は名称	構成員 商号又は名称
		格付等級（各構成員の格付等級を記入）	
土木			
建築			
とび・土工			
電気			
管			
舗装			
水道			
解体			

2 添付書類

- (1) 経常建設共同企業体協定書（写し）
- (2) 各構成員の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書（写し）
- (3) 各構成員の建設業許可通知書（写し）
- (4) 当該年度に係る建設工事入札参加資格格付決定通知書（写し）
- (5) 認定を受けようとする業種について、地方自治体発注工事の元請としての実績を証する書類
- (6) 認定を受けようとする業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者のうち工事現場に専任で配置できる者の証明書類

様式第3号（第17条関係）

経常建設共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇経常建設共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、その存続期間は、当該年度の年度末までとする。ただし、年度末を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。
2 前項の存続期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

（代表構成員の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表構成員とする。

（代表構成員の権限）

第7条 当企業体の代表構成員は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当

企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は別に定めるところによるものとする。
2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもつて運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的、かつ、重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表構成員名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行なうものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行なわない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうち、いずれかが工事途中において破産又は解散した場合には、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表構成員の変更)

第19条 代表構成員が脱退し若しくは除名された場合又は代表構成員としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表構成員に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により、残存構成員のうちいずれかを代表構成員とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき、契約の内容に適合

しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇経常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

代表構成員 〇〇建設株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

構成員 〇〇建設株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

經常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

〇〇発注に係る下記工事については、〇〇經常建設共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

- 1 工事の名称 〇〇〇〇〇〇工事
- 2 出資の割合 〇〇建設株式会社 〇〇%
〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり出資の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇經常建設共同企業体

代表構成員 〇〇建設株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

構成員 〇〇建設株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印